

くらし支える相談センターニュース 第26号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com

2015年11月25日発行

ちくさ事務所に寄せられた相談 インターネットを見て など 10月は相談件数大はば増 きびしさ増す 相談員体制

久しぶりに相談センターニュースをお届けします。

9月の一桁相談件数とは打って変わって、10月の相談件数は16件。ちくさ事務所に寄せられた相談やインターネットを見て複数の相談があり、また、相談員が居住地域で当地域の弁護士事務所の協力を得ての相談など、多様な過程を経た相談で、3月の20件に次ぐ相談件数となりました。

最近まめにホームページ、ブログの更新が行われていることにも増えた理由があります。黒川での宣伝活動や、団地へのチラシ配布も徐々に具体化されてきています。

しかし、相談員体制は「相談員のセンター参加が低迷状態」に加え、病气療養中の方もあり、厳しい状態が続いています。ブログを見て「こども食堂」へ寄付したい、とのお申し出もありました。

知りたい! 生活保護のこと

申請手順について お知らせします

賃金や年金が切り下げられる一方で、税金や保険料などの掛け金は情け容赦なく徴収され、医療・介護などの社会保障も削られ、生活に困窮するケースがふえています。

相談センターにも、「生活保護・保障」についての相談が多く寄せられています。最後の「セーフティネット」、生活保護。今回はその申請手順についてお知らせします。「赤旗日曜版」8月30日号の記事がわかりやすいので、引用してご紹介します。

1

まず 役場が福祉事務所に 申請にいきます

●担当職員(ケースワーカー)との面談になり、収入、資産、仕事などについて詳しく聞かれます。申請の意思があるこ



とを明確に伝えることが大切になります

●「生活保護は簡単にうけられない」旨の話が出るかもしれませんが、生活保護以外で生活が成り立たない窮状をきちんと伝えましょう。

●必要書類が全部そろっていないと申請できないと言われることもあるようですが、追加で提出すれば大丈夫です。

●持っていくと申請がスムーズにできる書類として、通帳、年金手帳、給与明細書などがありますが、生活保護の担当にまず電話して、何が必要か確かめてから行くことをお勧めします。

2 福祉事務所による 調査が行われます

●担当職員の家庭訪問があります。

●金融機関や保険会社への調査や照会なども行われます。

●親族へ援助ができないかという問い合わせ(扶養照会)があります。

(裏面につづく)

3 支給不支給の決定

- 申請から原則2週間で決定が出ます。特別の事情があっても遅くとも30日です。
- 福祉事務所で担当職員の諸注意などの説明があります。
- 不支給決定でも、不支給の理由は通知に記されています。納得がいかない場合、不服を申し立てることもできます。
(次号につづく)

今年もやります!! 相談活動交流会

3回目となった相談活動交流会。今回もコープあいち、北医療生協、名北福祉会、暮らし支える相談センターが共催で開催します。どなたでも参加できます。

- 日時 11月29日(日) 13時半～
- 場所 わかばの里 4階ホール
- 内容
 - ♡基調講演「国の『社会保障改革』路線と地域のつながりづくり」
西村秀一氏(愛知県社会保障推進協議会副議長)
 - ♡生活相談活動交流
- 報告を了解していただいたところ
 - ♡コープあいち・生活相談室
 - ♡名北福祉会・障がい者支援相談
 - ♡仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根、ほか。

マイナンバー学習会

- とき 12月5日(土) 14時～
- ところ わかばの里 4階ホール
- 講師 戸谷隆夫さん
(税理士、税経新人会全国協議会理事長)
- 参加費 500円(ハウネット会員は無料)

一般市民向けに、なぜいまマイナンバーなのか、国民総背番号制にならないか、プライバシー保護との関係は、外国ではどうなっているのか…など、根本に遡った話がされる予定。講師は、税理士の団体の代表として韓国に視察に出かけ、

マイナンバーと独裁政治との関係等について問題意識を深めています。

大須 宣伝行動 & 芋煮会

- とき 12月12日(土) 12時半頃～
- ところ 暮らし支える相談センター
- 大須宣伝行動 11時～12時
大須商店街中ほど「コメ兵」付近(予定)

戦争法廃止 民主主義をいもどそう

12月の 定例宣伝行動

- とき 12月1日(火) 18時～
- ところ 大曾根駅前
今こそ、みんなで「戦争法は廃止、9条守れ」「安倍政治は許さない」と声を上げましょう。

たまり場だより

第6回 囲碁大会

- とき 12月13日(土) 13時半～
- ところ ちくさ事務所

暮らし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶハウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<無料法律相談も>

毎週金曜日13時30分～15時

暮らし支える相談センターにおいて 事前予約制です。相談センターまで

<相談センターのホームページ>
www.kurashi-soudan.info/
 <相談センターのブログ>
ameblo.jp/kurashisoudan/